

インド産業動向

インドの農業の概要と主な農業政策

2019年4月

1. はじめに

2019年2月1日に発表された2019年度インド暫定予算では、農民、中流層、労働者への優遇政策が目立つ内容でした。同予算案において Pradhan Mantri Kisan Samman Nidhi (PM-Kisan) 政策の下、零細農家(土地保有が2haまで)に対して年間6,000ルピーの所得補償を政府が提供します。同政策のために約7,500億ルピーが拠出され、約1億2千万の農民がこの恩恵を受けられる予定です。農業はインド政府が掲げた2030年長期ビジョンの1つであり、食料自給、食料輸出、有機栽培を目指しています。インド政府は、ビジョン達成のために近代的な農業を通じて農家の生産性を高め、農業、食品加工、貯蔵、包装、コールドチェーンの管理などの統合的なアプローチに注力します。

本ニュースレターでは、インドの重要な国家政策に組み込まれ、政治及び経済に大きな影響を及ぼす農業について概観したいと思います。今回は主に農業のマクロ情報及び政府の政策を中心に、次回はバリューチェーンを中心に解説します。Grant Thornton India LLP が在インド日本大使館から業務委託を受け作成した調査レポート「Opportunities in the Indian agriculture sector」を中心に説明します。

2. マクロ情報

本章では、インドの農業に関する労働人口、粗付加価値(GVA)、主要な作物、輸出入を見ていきます。

A. 農業人口

インド内務省が実施した2011年国勢調査によると、当時のインドの人口は12億1,000万人、そのうち労働人口は39.9%の4億8,170万人、非労働人口は7億2,830万人です。人口に占める15歳未満は29%の3億5,500万人であり、日本の15歳未満の割合12.4%と比較すると、インドにおいて若年層の割合が高いことが分かります。労働人口を産業別にみると、農業分野が55%となり、半数以上が農業に従事しています。

下記の「表1:インドの労働人口」より、2011年まで増加していた農業従事者の数は2020年以降減少し始めます。2011年には2億6,500万人だった農業従事者の数は、2030年に2億500万人に減少すると予測されています。

表 1: インドの労働人口	1991	2001	2011	2020 (推計)	2030 (推計)
総労働人口 (百万)	313.7	402.2	481.7	566	787
労働人口の成長率 (%)	-	28.2%	19.8%	17.5%	39.0%
農業従事者 (百万)	185	233	265	232	205
労働人口に占める農業従事者の割合 (%)	59%	58%	55%	41%	26%
農業従事者の増減 (%)	-	26.0%	13.6%	(12.4%)	(11.8%)

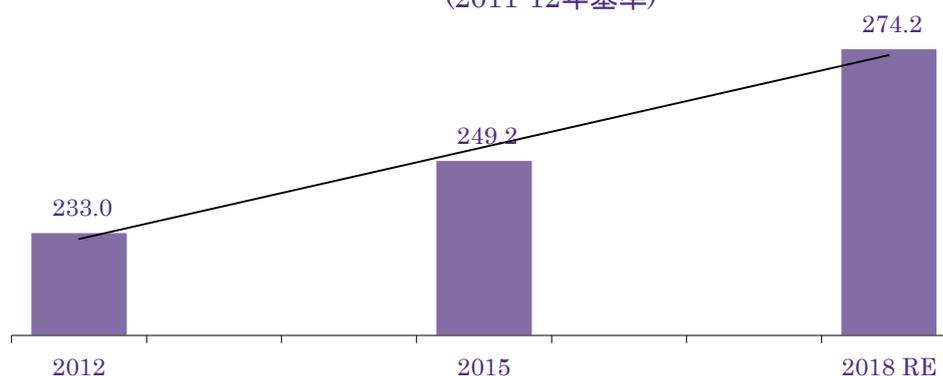
Sources: World Bank, Secondary Sources, GT Analysis

B. 農業及び関連分野の粗付加価値(GVA)

インドは世界の農業大国の一つであり、ミルク、パルス、香辛料、茶葉、ジュートは世界第一位、野菜と果物、米/小麦、家禽、魚、綿花は世界第二位の生産量を誇ります。

インドにおける農業及び関連分野は、国内全体の粗付加価値(GVA: Gross Value Added)の17.3%を占めインドの主要な産業の一つです。その農業及び関連分野は、作物(園芸作物及び農作物)、畜産、林業、水産業に分類されます。農業及び関連分野では、約61%が園芸作物及び農作物、25%が畜産、残り14%が林業、水産業です。GVAの絶対値で見ると農業及び関連分野は成長していますが、インド全体のGVAのシェアで見ると、2011-12年度の18.5%から2017-18年度の17.3%に低下しました。

図1: 農業及び関連分野のGVA(単位: USD10億)
(2011-12年基準)



Sources: 『Agriculture at a glance』(Ministry of Agriculture & Farmers' Welfare), 『Indian agriculture and allied industries report』(India Brand Equity Foundation)

表 2: 農業及び関連分野の GVA の割合

年	農業及び関連分野	作物 (園芸作物と農作物)	畜産	林業	水産業
	(A+B+C+D)	A	B	C	D
2011-12	18.5	12.1	4.1	1.5	0.8
2012-13	18.2	11.8	4.0	1.5	0.9
2013-14	18.6	12.1	4.1	1.5	0.9
2014-15	18.2	11.2	4.5	1.5	1.0
2015-16	17.7	10.6	4.6	1.5	1.0
2016-17	17.9	11.0	4.6	1.3	1.0
2017-18E	17.3	10.6	4.4	1.3	1.0

Sources: 『Agriculture at a glance』(Ministry of Agriculture & Farmers' Welfare)、 『Indian agriculture and allied industries report』(India Brand Equity Foundation)

C. 農作物

FY 2016-17 のインドの穀物総生産量は 2 億 7,510 万 MT であり、前年比 9.5%増でした。また、2030 年の穀物需要は、3 億 5,500MT になると推計されています。

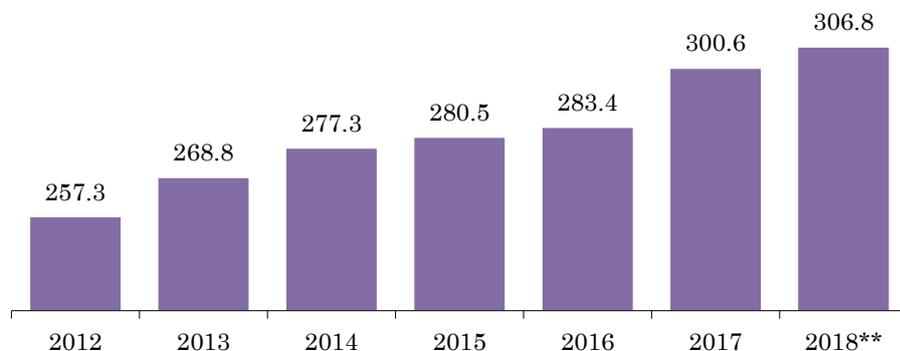
農業省(MOA)の第四回推計によると、FY 2017-18 年の米と小麦のそれぞれの生産量は、1 億 1,290 万 MT、9,870 万 MT であり、穀物総生産量の約 75%が米と小麦です。農作物の生産量のトップ 5 州は、ウッタルプラデシュ(UP)州、マディヤプラデシュ(MP)州、マハラシュトラ州、グジャラート州、ラジャスタン州でした。現在小麦や米のような伝統的な穀物から果物や野菜等のより健康的な農作物に消費者の嗜好が移っているため、インド農家は園芸作物の生産にシフトしています。

D. 園芸作物

園芸作物には野菜、果物、プランテーション作物、香辛料、花卉が含まれ、インドは中国に次ぐ世界第二位の園芸作物生産国です。園芸作物の生産量に占める野菜と果物の割合は、それぞれ 59%、31%です。また、野菜の生産量のうち、ジャガイモ、玉ねぎ、トマトが 50%を占め、果物生産量の 66%はバナナ、マンゴー、かんきつ類です。

農林水産省は、2018 年にアンドラプラデシュ州(AP 州)、UP 州、マハラシュトラ州とそれぞれ覚書を結びました。表 3: 野菜と果物生産量の州別ランキングを見ると、同三州が野菜と果物生産の重要な地域となっていることが分かります。

図2:園芸作物生産量の推移(単位:百万 MT)



Sources: 『Horticulture at glance 2017』(National Horticulture Board)

表 3:野菜と果物生産量の州別ランキング

野菜	第一位	第二位	第三位	第四位	第五位
ジャガイモ	UP 州	西ベンガル州	ビハール州	グジャラート州	MP 州
トマト	MP 州	AP 州	カルナタカ州	テランガナ州	グジャラート州
玉ねぎ	マハラシュトラ州	MP 州	カルナタカ州	ラジャスタン州	グジャラート州
果物	第一位	第二位	第三位	第四位	第五位
バナナ	タミルナド州	グジャラート州	AP 州	UP 州	マハラシュトラ州
マンゴー	UP 州	AP 州	テランガナ州	カルナタカ州	ビハール州
かんきつ類	AP 州	テランガナ州	マハラシュトラ州	MP 州	パンジャブ州

Sources: 『Horticulture at glance 2017』(National Horticulture Board)

E. 輸出及び輸入

FY 2018-19 のインドの総輸出額(推計)は USD 3,035 億、そのうち農業輸出額の占める割合は全体の 12.6%です。2017 年においてインドは世界で第 9 位の農作物の輸出国でした。また、FY 2018-19 の輸出額の中で、海産物、米、バッファローが上位を占めています。

FY 2018-19 のインドの総輸入額(推計)は USD 4,656 億、インドにおける農業輸入額の全体に占める割合は 5%でした。インドの主な農業輸入品は食用油、パルス、果物、カシューナッツであり、食用油が 50%と農業輸入の半分を占めています。

3. 主な農業政策

本章では、インドにおける主な農業政策(農家所得倍増政策、2018年農業輸出政策、農業マーケティング政策、食品加工政策)を説明します。

A. 農家所得倍増政策

インドのモディ首相は、農家の苦悩、福祉、不平等などの主要な課題を解決するために農家の所得を2022年までに二倍にするという目標を掲げました。表4:農家所得倍増政策の基準所得より、基準年度(FY2015-16)の農家所得はINR 58,246、目標年度(FY2022-23)までに農家所得(実質)をINR116,165に引き上げる予定です。

農家所得倍増を達成するための政府はSPEEDというアプローチ手法をとっています。SはShared Service(シェアードサービス)、PはProcessing(加工)、EはEducation(教育)、EはEntrepreneurship(アントレプレナー)、DはDemand(需要)を示しています。これまで農家所得倍増を達成するために政府は以下の取り組みを実施しました。

- 2016年4月、政府はインド全土の農業のデジタル市場としてe-NAM(National Agriculture Market)プラットフォームを導入。
- 2017年4月、中央政府は州政府に対して農業生産及び畜産マーケティング(促進)法(The Agricultural Produce and Livestock Marketing (Promotion and Facilitation) Act)を受け入れるように要求。
- 2018年5月、中央政府は契約農業法を発表。
- 2018年6月、カリフ作物の最低保証価格を農家のコストの1.5倍に増加。

※インドでは2回の農業の栽培・収穫時期があります。1回目は、4月から9月の夏季であり、カリフと呼ばれ、2回目は、10月から3月の冬季であり、ラビと呼ばれます。

- 2018年9月、中央政府はパルス及び油糧種子に対してPM-AASHA(最低価格保証制度)を導入。
- 2018年12月、中央政府は農家所得を増加させるという観点から2018年農業輸出政策を発表。

表4:農家所得倍増政策の基準所得

農家所得 (INR)	基準年度: FY 2015-16	目標年度: FY 2022-23	目標年度: FY 2022-23
	実質(FY2015-16 基準)	実質(FY2015-16 基準)	名目
	58,246	116,165	163,456

※2019年3月26日時点の為替換算レートは、1.6 JPY/INR

Sources: 『Agriculture and doubling farmers income』(Department of Agriculture & Farmers Welfare Government of India)

B. 2018年農業輸出政策

2018年12月、インド首相を議長とする内閣は、2022年までにインドの農業輸出を2倍にするという目標を定めた2018年新農業輸出政策を承認しました。同政策では、2022年までに現在の農業輸出額約USD300億からUSD600億に拡大し、その後数年でUSD1000億を目指しています。

本政策の下、有機食品・加工食品の輸出に関する全ての規制が撤廃されます。これらには、マンディ課税（市場取引手数料）、最低輸出価格、税金、重量制限を含みます。また、政府はUSD196.4百万を投資し、輸出を後押しするために各作物の特産指定された州に設置します。

※マンディ：ヒンディ語で食品や農作物のための市場を意味します。これには、穀物、野菜、材木の物流ハブが含まれます。

C. 農業マーケティング政策

従来インド農家は農業生産マーケティング委員会(APMC)市場でしか農作物及び畜産物を販売できませんでした。APMC市場はインド国内に6800か所、平均462km離れた場所にあり、十分な数の市場を農家に提供しているとは言えません。また、市場委員会による市場手数料、仲介業者へのコミッション、政府への教育目的税やその他税金の支払いによって、輸送費用が増加し、農家の利益が減少していました。さらに、新規の仲介業者に対する参入障壁が高く、競争が阻害されている状況でした。

インド政府は上記の状況を改善するために2017年モデル農業生産・畜産マーケティング法(Model APLM Act 2017)を施行しました。同法の主な内容は以下の通りです。

- 市場委員会以外の者によって運営される民間市場の設置
- 農家からの直接購入の規制緩和
- 契約農業の規制緩和
- 電子取引の促進
- 州/連邦直轄区における市場手数料の一元課税
- 州/連邦直轄区における統一取引許可証

D. 食品加工政策

農作物の付加価値を高めるために下記の食品加工政策を実施しています。

政策名	年間予算 (USD)	補助金上限 (USD)	概要
メガ・フード・パーク・スキーム	63百万	7百万	・集積場、一次加工場、中央加工場、コールドチェーン、食品加工施設などの機能を持つメガ・フード・パークを促進するための政策。 ・補助金は、一般地域における承認されたプロジェクトコストの50%又は北東部(NER)、丘陵地(Hilly) / 民族の指定開発地域(ITDP)における承認されたプロジェクトコストの75%。 ・50 acresの連続した土地が必要。

			<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額の 1.5 倍の純資産が必要。
食品加工クラスター	17.5 百万	1.4 百万	<ul style="list-style-type: none"> ・基本インフラ(道路、水、電気、排水など)、コアインフラ/共通施設(倉庫、冷蔵倉庫、個体急速冷凍、テトラパック、選別、等級付けなど)、加工施設で構成される食品加工クラスターの設立のための政策。 ・補助金は、一般地域における承認されたプロジェクトコストの 35%又は北東部(NER)、丘陵地(Hilly) / 民族の指定開発地域(ITDP)における承認されたプロジェクトコストの 50%。 ・10 acres の連続した土地が必要。 ・USD 2.1 百万の純資産が必要。
オペレーション・グリーン	21 百万	7 百万	<ul style="list-style-type: none"> ・トマト、玉ねぎ、ジャガイモのバリューチェーンの包括的な開発のための政策。 ・補助金は、全ての地域でプロジェクトコストの 50%、上限は USD7 百万 USD。しかし、農業生産者組織(FPO)の場合、補助金は、全ての地域でプロジェクトコストの 70%、上限は USD7 百万 USD。
コールドチェーン・スキーム	15.4 百万	1.4 百万	<ul style="list-style-type: none"> ・農家の事前冷却・測量・選別・等級付け、配送センターでの冷蔵倉庫・CA 貯蔵・包装設備・個別急速冷凍・プラスト冷凍、冷蔵車・移動冷却設備などのサプライチェーンに関わるインフラ設備の設置を促すための政策。 ・補助金は、一般地域における承認されたプロジェクトコストの 50%又は北東部(NER)、丘陵地(Hilly) / 民族の指定開発地域(ITDP)における承認されたプロジェクトコストの 75%。 ・原則プロジェクト評価レポート及びタームローンの許可が必要。
バックワード・フォワード・リンケージ	4.2 百万	0.7 百万	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱又は冷蔵輸送によってつながれた農家の一次加工場、集積場及びフロントエンドの近代小売店の設立を支援するための政策。 ・補助金は、一般地域における承認されたプロジェクトコストの 35%又は北東部(NER)、丘陵地(Hilly) / 民族の指定開発地域(ITDP)における承認されたプロジェクトコストの 50%。 ・タームローンの最終許可が必要。
CEFPPC スキーム (creation/ Expansion of Food Processing/ Preservation Capacities)	7-8.4 百万	0.7 百万	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄の減少につながる加工・付加価値の水準を高めるために加工や貯蔵キャパシティを増やしたり、既存の食品加工施設を近代化・拡大したりするための政策。 ・補助金は、一般地域における承認されたプロジェクトコストの 35%又は北東部(NER)、丘陵地(Hilly) / 民族の指定開発地域(ITDP)における承認されたプロジェクトコストの 50%。 ・タームローンの最終許可が必要。 ・メガ/指定フードパークへの設立が必要。

4. 最後に

本ニュースレターでは、農業のマクロ情報及び主な政策について触れてきました。農業のマクロ情報より、労働人口に占める農家の割合が半数以上かつインドの粗付加価値の17.3%を占めるため、農業がインドにおける主要な産業の一つであることが分かります。また、ミルク、パルス、香辛料、茶葉、ジュートは世界第一位、野菜と果物、米/小麦、家禽、魚、綿花は世界第二位の生産量を誇り、インドは世界の農業大国の一つと言えます。一方で、農家の年平均所得は未だ低い水準であり、生計を立てるために十分ではありません。主な政策で取り上げましたように、政府は現行の農業のバリューチェーンを見直し、より低コストでかつ付加価値の高い作物の生産・販売を可能にする仕組みづくりを進めています。

今後、機会のあるときに、農業のバリューチェーンを取り上げ、現行の課題及び最近の取り組みについて説明します。

執筆

荒木 基晃(あらき もとあき)

MBA、USCPA

2018年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向、ジャパンデスクを担当。

Motoaki.araki@in.gt.com

About Grant Thornton in India

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。監査・保証業務、税務業務、アドバイザリー業務のフルライン専門サービスを提供。加えて、農業分野の専門チームが所属し、世界銀行、インド食品加工省、インド農業省、複数の州の農業プロジェクトの支援実績あり。インド国内13都市15事務所、3,000名超の専門家を有する。

<https://www.grantthornton.in/>

[Click here to view Grant Thornton's privacy policy](#)



Follow us @GrantThorntonIN

Disclaimer

本文書の情報や見解は、信頼性ある情報源をもとに構成されていますが、適切性、完全性、正確性についていかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。